◎調達機関番号　010　◎所在地番号　01
○第１号
１　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　①　東千歳⑷宿舎新設建築工事（１工区）
②　東千歳⑷宿舎新設建築工事（２工区）
⑶　工事場所　北海道千歳市
⑷　工事内容　本工事は、以下の工事を行うものである。
①　東千歳⑷宿舎新設建築工事（１工区）
【東千歳宿舎】
ア　宿舎新設の杭工事、基礎工事、躯体工事の一部（１階～５階部分）、建具工事（ＡＷ）
・構造：鉄筋コンクリート造５階建
・規模：延べ面積　約4,900㎡
（残りの躯体工事（屋上階部分）、建具工事（ＡＷ以外）、及び内外装工事については後工事とする。）
イ　自転車置場新設の基礎部分
・構造：鉄骨造平屋建
・規模：延べ面積　約50㎡
（上屋部分については後工事とする。）
ウ　自転車置場新設の基礎部分
・構造：鉄骨造平屋建
・規模：延べ面積　約40㎡
（上屋部分については後工事とする。）
エ　ゴミ置場新設の基礎部分
・構造：鉄骨造平屋建
・規模：延べ面積　約５㎡
（上屋部分については後工事とする。）
オ　ゴミ置場新設の基礎部分
・構造：鉄骨造平屋建
・規模：延べ面積　約５㎡
（上屋部分については後工事とする。）
カ　電波障害調査（事前・中間）
②　東千歳⑷宿舎新設建築工事（２工区）
【東千歳宿舎】
ア　宿舎新設の杭工事、基礎工事、躯体工事（１階～４階部分）、建具工事（ＡＷ）及び内外装工事の一部
・構造：鉄筋コンクリート造４階建
・規模：延べ面積　約2,700㎡
（残りの躯体（屋上階部分）、建具工事（ＡＷ以外）、及び残りの内外装工事については後工事とする。）
イ　ポンプ室新設
・構造：鉄筋コンクリート造平屋建
・規模：延べ面積　約40㎡
ウ　自転車置場新設の基礎部分
・構造：鉄骨造平屋建
・規模：延べ面積　約30㎡
（上屋部分については後工事とする。）
エ　自転車置場新設の基礎部分
・構造：鉄骨造平屋建
・規模：延べ面積　約20㎡
（上屋部分については後工事とする。）
オ　自転車置場新設の基礎部分
・構造：鉄骨造平屋建
・規模：延べ面積　約20㎡
（上屋部分については後工事とする。）
カ　ゴミ置き場新設の基礎部分
・構造：鉄骨造平屋建
・規模：延べ面積　約５㎡
（上屋部分については後工事とする。）
キ　ゴミ置き場新設の基礎部分
・構造：鉄骨造平屋建
・規模：延べ面積　約５㎡
（上屋部分については後工事とする。）
ク　地盤変動影響調査　一式
⑸　工期　令和６年３月20日まで
⑹　使用する主要な資機材
①　東千歳⑷宿舎新設建築工事（１工区）
コンクリート約3,600㎥、鉄筋約400ｔ
②　東千歳⑷宿舎新設建築工事（２工区）
コンクリート約2,300㎥、鉄筋約300ｔ
⑺　本工事は、入札時に「企業による技術提案」を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための施工体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行対象工事である。
⑻　本工事は、資料提出及び入札等を電子入札システムにより行う工事である。
ただし、受注予定者の責によらない通信環境等により電子入札システムにより難いものは、発注者に紙入札方式変更届を下記４⑴に提出した場合、紙入札方式に代えるものとする。
⑼　本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。
⑽　本工事は、契約手続に係る書類の授受を、原則として電子契約システムにより行う業務である。
ただし、電子契約システムにより難い者は、発注者に紙契約希望届を提出し紙契約に代えるものとする。
⑾　本工事は、受発注者双方が工程調整を行うことにより、週休２日を達成するよう工事を実施する「週休２日制工事（発注者指定型）（現場閉所型）」の試行対象工事である。
⑿　本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。本方式では、入札時において発注者が入札時積算数量を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約の締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、発注者及び受注者は、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うことができる。
なお、入札時積算数量書に記載された積算数量については、当該積算数量に基づく工事費内訳明細書の提出や契約締結後における工事の施工を求めるものではない。
⒀　受注者は、入札時積算数量書に記載された積算数量に疑義が生じた場合は、直ちに協議を求めるものとする。
ただし、当該疑義に係る積算数量の部分の工事が完了した場合、協議を求めることができないものとする。
⒁　受注者からの請求による⑿の協議は、入札時積算数量書における当該疑義に係る積算数量と、これに対応する工事費内訳明細書における当該数量とが同一であると確認できた場合にのみ行うことができるものとする。
⒂　⑿の協議（発注者が請求する場合も含む。）は、入札時積算数量書に基づき行うものとする。
ただし、入札時積算数量書の細目別内訳において数量を一式としている細目（設計図書において施工条件が明示された項目を除く。）を除く。
⒃　⑿の協議の結果、入札時積算数量書に記載された積算数量に訂正が必要となった場合は、契約書、設計図書及び数量基準に定めるところによるものとする。
⒄　⑿の協議の結果、入札時積算数量書に記載された積算数量に訂正が必要となった場合は、契約書、設計図書及び数量基準に定めるところによるものとする。
ア　本工事は、電子入札システムにおいて２件の工事が別々に案件登録されているので、複数の工事に参加を希望する場合は、参加を希望する工事ごとに一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出及び入札が必要である。
ただし、技術資料の提出については、参加を希望するいずれか１件の工事に添付すること。
また、複数工事の受注を希望する場合は、申請書に受注希望件数を記載すること、希望受注件数の記載がない場合は、１件のみの受注希望とみなす。
イ　複数の工事に参加を希望する場合は、技術提案はそれぞれの工事に共通なものとし、工事ごとに異なる技術提案を行った場合は欠格とする。
ウ　当該一括審査方式内で落札可能な件数は１件で、この件数に達した時点で以降の入札について無効とする。
エ　落札決定は以下の順番で行うことを基本とするが、入札の状況によっては、順番が前後することがある。
①　東千歳⑷宿舎新設建築工事（１工区）
②　東千歳⑷宿舎新設建築工事（２工区）
オ　技術資料の受付期限後、一括審査対象工事に不成立案件が生じる可能性がある場合には、全ての入札を取りやめることがある。
⒅　本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。